

# マイナンバー

## 社会保障・税番号制度

### 民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成27年 8月版

内閣官房・内閣府  
特定個人情報保護委員会  
総務省・国税庁・厚生労働省

# マイナンバー制度は、 行政を効率化し、国民の利便性を高め、 公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

# 平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。  
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。  
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。

※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、  
マイナンバーが付番されます。

- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、  
どなたでも自由に使用できます。



【見本】

## マイナンバーは一生使うものです。 大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合  
を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続で  
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

## 社会保障

年金

労働

医療

福祉

## 税

## 災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

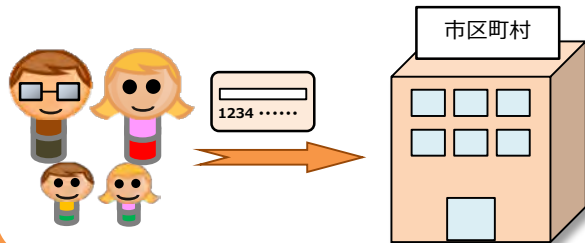
など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

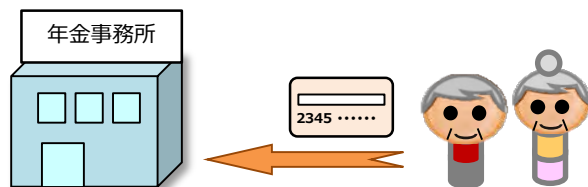
# マイナンバーは様々な場面で利用します。



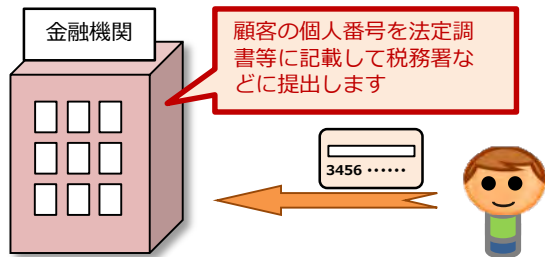
毎年6月の児童手当の現況届の際に  
市区町村にマイナンバーを提供します



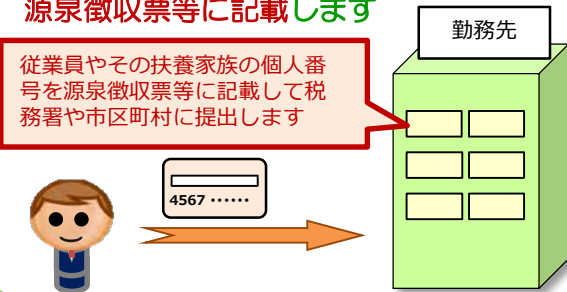
厚生年金の裁定請求の際に  
年金事務所にマイナンバーを提供します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの  
提供を受け、法定調書等に記載します

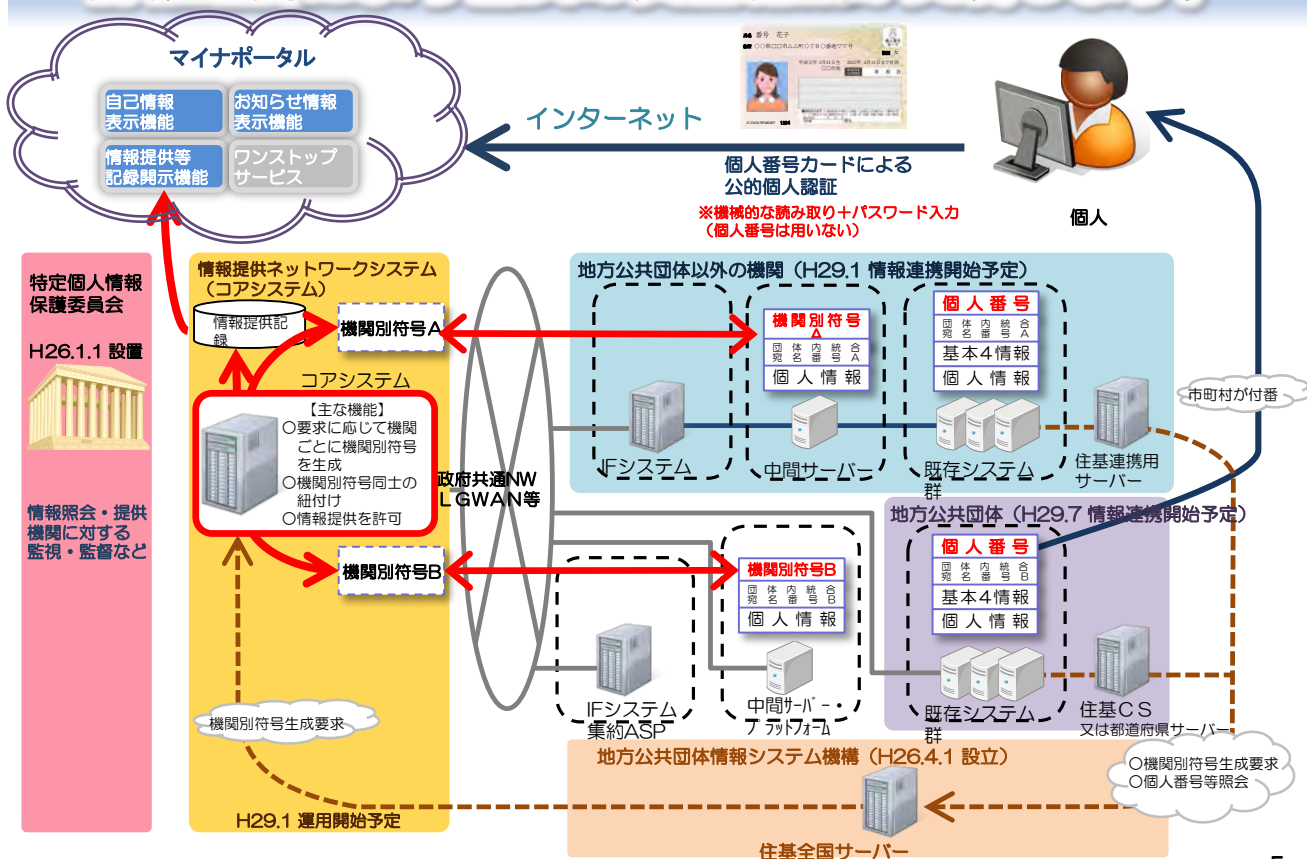


勤務先はマイナンバーの提供を受け、  
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

# 情報連携により国民の負担軽減が実現します。



# 個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

## 様式

表面(案)



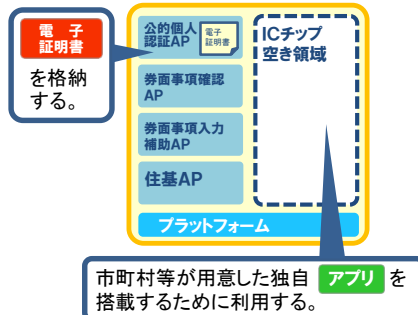
裏面(案)



- 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない  
(本人同意等によりできる)

- 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や  
雇用主など、法令に規定された者  
に限定される

ICチップ内のAP構成



## 申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、  
「個人番号カード交付申請書」を  
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が  
できた旨の通知書を送付。  
市区町村窓口へ来庁いただき、  
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

# マイナンバー制度における安心・安全の確保

## マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

### 制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

### システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



# 民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



2015年  
(H27年)

(10月)

2016年  
(H28年)

2017年  
(H29年)

制度

個人番号の  
通知・公表

個人番号カードの交付

個人番号の利用開始

マイナポータル  
運用開始

事業者の対応

制度開始に向けた準備  
(社内規程の見直し、システム対応、  
安全管理措置 等)

従業員の個人番号カード  
交付申請取りまとめが可能

- 【番号の取得・本人確認、調書の作成など  
早期に番号が必要となる場面の例】
- ・年始に雇う短期アルバイトへの報酬
  - ・講演・原稿作成等での外部有識者等への報酬
  - ・3月の退職
  - ・4月の新規採用
  - ・中途退職

従業員等の  
番号取得  
開始可能

申請書・申告書・調書等  
順次番号記載開始  
(※厚生年金・健康保険は、  
平成29年1月～)

従業員研修等

# 民間事業者も、税や社会保障の手続で、 マイナンバーを取り扱います。



## 国民



従業員や  
その扶養家族

個人番号  
1234 ....

## 個人番号の提示



金融機関の顧客  
原稿の執筆者など

## 民間事業者



健康保険、厚生  
年金、雇用保険  
の被保険者資格  
取得届の作成

各種法定調書や被保険  
者資格取得届等に**個人  
番号**を記載し、行政機  
関等に提出します。

### 支払調書 (イメージ)

支払を  
受ける者 **個人番号** 1234 ....  
氏 名 番号 太郎

### 被保険者資格取得届 (イメージ)

| 個人<br>番号 | 被保険者<br>氏名 | 資格取得<br>年月日 |
|----------|------------|-------------|
| 5678 ..  | 難波 一郎      | 25.4.1      |
| 9876 ..  | 難波 花子      | 25.4.1      |

## 行政機関



税務署  
市区町村



年金事務所  
健康保険組合  
ハローワーク

法律で定められた事務以外で  
マイナンバーを利用することは出来ません。

# 税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を追加
- 法定調書等については、主に**支払者**及び**支払を受ける者の個人番号又は法人番号**を記載
- これ以外にも、例えば、
  - ・ 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
  - ・ 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ





## 11



**(例)** 番号制度導入前

[illegible]

## 番号制度導入後のイメージ

[illegible]

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。  
着色した部分については特に変更の可能性がありません。

- 様式の大きさが、A6サイズからA5サイズに変更になります。
- 支払を受ける者等の番号欄が追加されます。

(注) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、支払者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。



# 税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱（給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点）

## (例) 番号制度導入前

## 番号制度導入後のイメージ

平成27年度税制改正を反映した様式イメージです  
今後、レイアウトの調整などを行う場合があります

### 主な変更点

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、**給与所得者本人、控除対象配偶者及び扶養親族等の個人番号**の記載が必要となります。
- この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、**給与等の支払者の個人番号又は法人番号**をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。  
「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」  
「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

平成27年3月31日現在のイメージです。確定様式ではありません。  
平成27年度税制改正に伴い、左記イメージは今後、変更が予定されています。

# 税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバー が記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後（平成28年1月1日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

|         |          | 記載対象                            | 番号の記載及び提出時期（一般的な場合）                                                                   |
|---------|----------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得税     | (国税)     | 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から         | 平成28年分の場合<br>⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）<br><u>（個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）</u> |
| 個人住民税   | (地方税)    |                                 |                                                                                       |
| 個人事業税   | (地方税)    |                                 |                                                                                       |
| 法人税     | (国税)     | 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から    | 平成28年12月末決算の場合<br>⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）                                    |
| 法人住民税   | (地方税)    |                                 |                                                                                       |
| 法人事業税   | (地方税)    |                                 |                                                                                       |
| 法定調書    | (国税)     | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注） | （例）平成28年分特定口座年間取引報告書<br>⇒平成29年1月31日まで                                                 |
| 支払報告書   | (地方税)    | 平成28年分の支払報告書から                  | （例）平成28年分給与支払報告書<br>⇒平成29年1月31日まで                                                     |
| 申請書・届出書 | (国税・地方税) | 平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から         | 各税法に規定する、提出すべき期限                                                                      |

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

# 国税関係の様式イメージは、 国税庁ホームページで順次公表しています。



|      |                                 | 26年   | 27年  |      | 28年         | 29年  |
|------|---------------------------------|-------|------|------|-------------|------|
|      | 番号通知                            |       |      |      |             |      |
|      | 番号利用開始                          |       |      |      |             | 確定申告 |
| 様式関係 | 法定調書                            | 12月5日 |      | 3月末  |             | 使用開始 |
|      | 年調関係                            |       |      |      |             | 使用開始 |
|      | 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書              |       |      |      |             |      |
|      | 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書 | 12月中旬 |      |      | 9月下旬        |      |
|      | 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 など           |       |      |      |             |      |
|      | 所得税                             |       |      |      | 12月下旬       |      |
|      | 相続税・贈与税                         |       |      |      |             |      |
|      | 消費税（申告書含む）                      |       |      | 6月   |             |      |
|      | 間接諸税（申告書含む）                     |       |      |      |             |      |
|      | 申請書・届出書等                        |       |      |      |             |      |
| 様式関係 | 納税証明書交付請求書（その他の申請書等含む）          |       |      |      |             |      |
|      | 徴収関係                            |       | 3月下旬 |      | 10月以降       |      |
|      | 異議申立関係                          |       |      |      |             |      |
|      | 審査請求関係                          |       |      |      |             |      |
|      | 源泉所得税（マル優を除く）                   |       |      |      |             |      |
|      | 法定調書関係                          |       |      |      |             |      |
|      | 酒税（申告書含む）                       |       |      | 6月以降 |             |      |
|      | 法人税（申告書含む）                      |       |      |      |             |      |
|      | 源泉所得税（マル優）                      |       |      | 3月下旬 |             |      |
|      | 相続税申告書                          |       |      |      | 12月下旬       |      |
| 様式関係 | 所得税申告書                          |       |      |      | 12月下旬（番号部分） |      |
|      | 贈与税申告書                          |       |      |      |             |      |

※ 1 は、番号を記載する様式の一部についての事前の情報提供時期を表しています。

は、省令又は法令解釈通達等による様式の確定時期を表しています。

※ 2 このスケジュールは、税制改正その他の状況により変更となる場合があります。

# 社会保障関係の申請書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



| 主な提出書類の例             | 提出者       | 提出先           | 根拠条文                             |
|----------------------|-----------|---------------|----------------------------------|
| 雇用保険被保険者資格取得届        | 適用事業所の事業主 | ハローワーク        | 雇用保険法施行規則第6条                     |
| 雇用保険被保険者資格喪失届        | 適用事業所の事業主 | ハローワーク        | 雇用保険法施行規則第7条                     |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 | 適用事業所の事業主 | 健康保険組合・日本年金機構 | 健康保険法施行規則第24条<br>厚生年金保険法施行規則第15条 |
| 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 | 適用事業所の事業主 | 健康保険組合・日本年金機構 | 健康保険法施行規則第29条<br>厚生年金保険法施行規則第22条 |

# 社会保障関係書類（事業主提出）への マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



| 分野              | 主な届出書等の内容                                                                                                                                                                                                                                       | 施行日                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 雇用保険            | <p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者資格取得届</li> <li>・雇用保険被保険者資格喪失届 等</li> </ul> <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険適用事業所設置届 等</li> </ul>                                  | 平成28年1月1日提出分～                             |
| 健康保険・<br>厚生年金保険 | <p>以下の様式に「個人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届</li> <li>・健康保険被扶養者（異動）届 等</li> </ul> <p>以下の様式に「法人番号」を追加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用届等（※）</li> </ul> | <p>平成29年1月1日提出分～</p> <p>平成28年1月1日提出分～</p> |

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

- ・ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。
- ・ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合にご報告のお願いをする予定。（雇用保険の在職者の個人番号については、現在検討中で有り、詳細は追ってご案内することとしています。）
- ・ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

# 雇用保険関連事務では、 現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



## ●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

| 変更される様式等                                |
|-----------------------------------------|
| 雇用保険被保険者資格取得届                           |
| 雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届                     |
| 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書 (注) |
| 育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (注)      |
| 介護休業給付金支給申請書 (注)                        |

## ●様式改正例(雇用保険被保険者資格取得届)

雇用保険被保険者資格取得届 (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号)

様式第15号 (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号) (第15号)

雇用保険被保険者資格取得届 第0123456789

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

1. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

2. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

3. 被保険者の性別 (男) (女)

4. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

5. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

6. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

7. 被保険者の性別 (男) (女)

8. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

9. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

10. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

11. 被保険者の性別 (男) (女)

12. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

13. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

14. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

15. 被保険者の性別 (男) (女)

16. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

17. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

18. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

19. 被保険者の性別 (男) (女)

20. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

21. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

22. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

23. 被保険者の性別 (男) (女)

24. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

25. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

26. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

27. 被保険者の性別 (男) (女)

28. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

29. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

30. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

31. 被保険者の性別 (男) (女)

32. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

33. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

34. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

35. 被保険者の性別 (男) (女)

36. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

37. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

38. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

39. 被保険者の性別 (男) (女)

40. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

41. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

42. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

43. 被保険者の性別 (男) (女)

44. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

45. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

46. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

47. 被保険者の性別 (男) (女)

48. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

49. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

50. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

51. 被保険者の性別 (男) (女)

52. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

53. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

54. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

55. 被保険者の性別 (男) (女)

56. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

57. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

58. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

59. 被保険者の性別 (男) (女)

60. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

61. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

62. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

63. 被保険者の性別 (男) (女)

64. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

65. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

66. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

67. 被保険者の性別 (男) (女)

68. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

69. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

70. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

71. 被保険者の性別 (男) (女)

72. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

73. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

74. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

75. 被保険者の性別 (男) (女)

76. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

77. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

78. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

79. 被保険者の性別 (男) (女)

80. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

81. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

82. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

83. 被保険者の性別 (男) (女)

84. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

85. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

86. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

87. 被保険者の性別 (男) (女)

88. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

89. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

90. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

91. 被保険者の性別 (男) (女)

92. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

93. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

94. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

95. 被保険者の性別 (男) (女)

96. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

97. 被保険者の氏名 (フリガナ) (カタカナ) (漢字)

98. 被保険者の生年月日 (西暦) (年) (月) (日)

99. 被保険者の性別 (男) (女)

100. 被保険者の住所 (〒) (都道府県) (市町村) (番地) (ビル名)

(注) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

# 健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、 現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



## ●健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

| 変更される様式等                                                  | 変更される様式等                                                                        | 変更される様式等                                                                           | 変更される様式等                   |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 健康保険・厚生年金保険<br>被保険者資格取得届／ 厚<br>生年金保険70歳以上 被用<br>者該当届      | 健康保険・厚生年金保険<br>被保険者賞与支払届／<br>厚生年金保険70歳以上<br>被用者賞与支払届                            | 健康保険・厚生年金保険<br>産前産後休業取得者申出<br>書／変更（終了）届                                            | 厚生年金保険特例加入 被<br>保険者資格喪失申出書 |
| 健康保険・厚生年金保険<br>被保険者資格喪失届／ 厚<br>生年金保険70歳以上 被用<br>者不該当届     | 健康保険被扶養者（異動）届<br>／国民年金第3号被保険者<br>関係届                                            | 健康保険・厚生年金保険<br>産前産後休業終了時報酬<br>月額変更届／厚生年金 保<br>険70歳以上被用者産前産<br>後休業終了時報酬月額相<br>当額変更届 | 健康保険・厚生年金保険<br>新規適用届       |
| 厚生年金保険被保険者 資<br>格喪失届／70歳以上 被用<br>者該当届                     | 国民年金第3号被保険者<br>関係届                                                              | 厚生年金保険養育期間 標<br>準報酬月額特例申出書・終<br>了届                                                 |                            |
| 健康保険・厚生年金保険<br>被保険者報酬月額算定 基<br>礎届／厚生年金保険70歳<br>以上被用者算定基礎届 | 健康保険・厚生年金保険<br>育児休業等取得者申出書（新<br>規・延長）／終了届                                       | 厚生年金保険被保険者 種<br>別変更届                                                               |                            |
| 健康保険・厚生年金保険<br>被保険者報酬月額変更届<br>／厚生年金保険70歳以上<br>被用者月額変更届    | 健康保険・厚生年金保険<br>育児休業等終了時報酬<br>月額変更届／厚生年金<br>保険70歳以上被用者育児<br>休業等終了時報酬月額相<br>当額変更届 | 厚生年金保険特例加入 被<br>保険者資格取得申出書                                                         |                            |

※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

# 健康保険関連事務（給付関係）では、 現時点で以下の申請書等の記載事項の変更 を予定しています。



## ●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

| 申請書等の記載事項の変更       |
|--------------------|
| 食事療養標準負担額の減額に関する申請 |
| 生活療養標準負担額の減額に関する申請 |
| 療養費の支給の申請          |
| 移送費の支給の申請          |
| 傷病手当金の支給の申請        |

| 申請書等の記載事項の変更                          |
|---------------------------------------|
| 埋葬料（費）の支給の申請                          |
| 出産育児一時金の支給の申請                         |
| 出産手当金の支給の申請                           |
| 健康保険法第百八条第二項から 第四項までの規定に該当するに至った場合の届出 |
| 家族埋葬料の支給の申請                           |

| 申請書等の記載事項の変更              |
|---------------------------|
| 特定疾病の認定の申請等               |
| 限度額適用認定の申請                |
| 限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等      |
| 高額療養費の支給の申請               |
| 高額介護合算療養費の支給の申請等          |
| 高額介護合算療養費の支給及び 証明書の交付の申請等 |

# 健康保険・厚生年金保険書類の 様式改正例（資格取得届）は以下のとおりです。



<表面>

Form showing the front side of the qualification acquisition form, including fields for personal information, insurance status, and a table for recording insurance periods. A red box highlights the 'Personal Number' column in the table.

被保険者の「個人番号」欄が追加されます。

<裏面>

Form showing the back side of the qualification acquisition form, including fields for insurance status, insurance periods, and a table for recording insurance periods. A red box highlights the 'Personal Number' column in the table.

＜個人番号関連部分を拡大＞  
⑥個人番号  
必ず本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。海外在住や短期在留等により個人番号がない方で、基礎年金番号がある場合は、基礎年金番号（10桁、左詰め）を記入してください。  
個人番号を記入できない場合は、「⑦住所」欄に住所と理由を必ず記入してください。

＜個人番号関連部分を拡大＞  
お知らせ  
・個人番号制度の導入に伴い、「⑥個人番号」欄に個人番号が記入されている場合、年金記録への氏名および住所の登録は、住民票に登録された情報をもとに事務処理を行います。よって、住民票に登録されている氏名・住所で決定通知書・保険証が発行されますのでご承知ください。なお、この「資格取得届」受理以降、ねんきん定期便等の日本年金機構から被保険者本人へお知らせする通知書は、住民票に登録されている住所へ送付されます。住民票に登録されている住所以外の場所に送付を希望する場合は、別途「郵送先住所登録依頼書」をご提出ください。

# 事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



| 健保組合に提出する様式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 労働基準監督署に提出する様式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険適用除外等該当・非該当届</li> <li>・健康保険 育児休業等取得者確認通知書</li> <li>・健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書</li> <li>・健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書</li> <li>・健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>・健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書</li> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・健康保険被保険者報酬月額改訂通知書</li> <li>・被保険者氏名変更 確認通知書</li> <li>・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書</li> <li>・被保険者資格喪失確認通知書</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)</li> <li>・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう)</li> <li>・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整)</li> <li>・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)</li> <li>・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)</li> <li>・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう)</li> <li>・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整)</li> <li>・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
| ハローワークに提出する様式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 年金事務所の様式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)</li> <li>・育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)</li> <li>・介護休業給付金支給・不支給決定通知書</li> <li>・雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用／事業主控／本人手続用)</li> <li>・雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用／事業主通知用)</li> <li>・雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用／事業主通知用)</li> <li>・雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用)</li> <li>・雇用保険被保険者証</li> <li>・雇用保険被保険者転勤届</li> <li>・雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用／被保険者通知用)</li> <li>・雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用／事業主控用)</li> <li>・雇用保険被保険者離職票-2</li> <li>・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用／事業主控用)</li> <li>・高齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用)</li> <li>・高齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険 適用証明書</li> <li>・健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正)</li> <li>・健康保険 標準賞与額累計申出書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得・資格喪失等確認通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書</li> <li>・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書</li> <li>・厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ</li> <li>・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ</li> <li>・厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ</li> <li>・厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与と相当額のお知らせ</li> <li>・年金手帳</li> </ul> |

# マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

## 利用目的はきちんと明示！

- ・ マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（※）する必要があります。  
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・ 源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

## 本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・ マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・ 本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。





# マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。

## 個人番号の確認

## 身元(実在)の確認



### 個人番号カード



通知  
カード

or

住民票  
(番号付き)



運転  
免許証

or

パス  
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、  
過去に本人確認の上で  
作成したファイルの確  
認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険の  
被保険者証と年金手帳などの2以上  
の書類の提示

※ 雇用関係にあるなど、人違いでな  
いことが明らかと個人番号利用事務  
実施者が認めるときは、身元(実存)  
確認書類は要しない

等



従業員から扶養親族のマイナンバーを  
取得する場合、民間事業者が扶養親族の  
本人確認を実施する必要がある場合があります。

扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者

⇒第3号被保険者

※ 従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性

従業員の  
マイナンバー

扶養親族の  
マイナンバー

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者⇒従業員

本人確認の必要性

従業員の  
マイナンバー

扶養親族の  
マイナンバー

# マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



## マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

## ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。



# マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



## 【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

## 【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

## 【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

## 【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

## 【特定個人情報の収集制限】

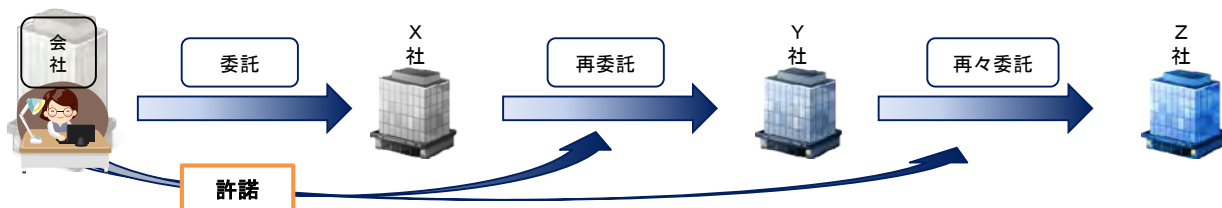
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

# マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



## 【委託先の監督】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



## 【再委託】

- 社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限る、再委託をすることができます。

# マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



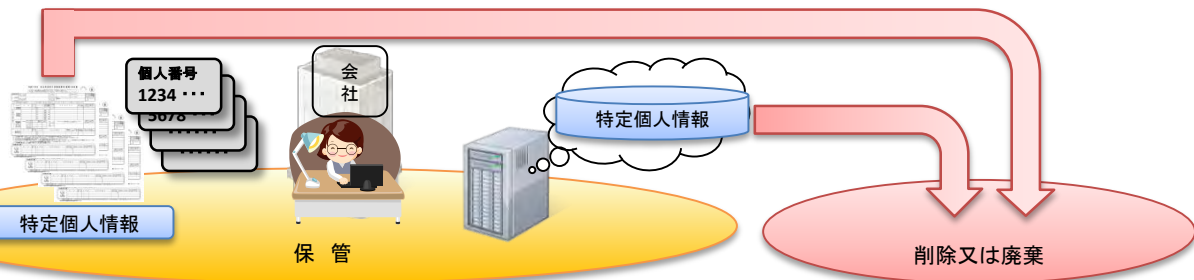
## 【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



# マイナンバーの

## 保管（廃棄）にも制限があります。



### 【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

### 【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

# 法人には法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

## 指定

- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続きを要することなく、法人番号が指定されます。



### ポイント！

1 法人に  
1 番号のみ

## 通知

- ・ 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。

〒100-0000  
東京都千代田区千代田  
1-1-1  
株式会社 OOO 様

### ポイント！

登記上の所在地に  
通知書をお届け

## 公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表します。

WWW



### ポイント！

法人番号はどなたでも  
自由に利用可能

# 法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

## 国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応  
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



### 検索機能

- あいまい検索
- 絞り込み検索
- 五十音順、都道府県別の並び替え

### データダウンロード機能

- 月末時点のすべての最新情報
- 目次の更新情報
- データ形式はCSV、XML

### Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

（※）公表機能の詳細については、  
国税庁HPのトップページの



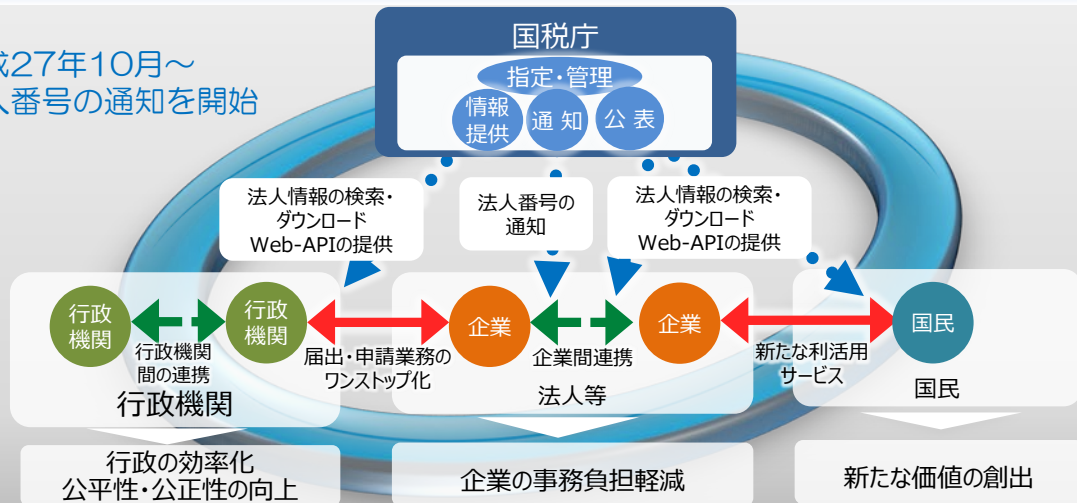
をクリック。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

# 法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



平成27年10月～  
法人番号の通知を開始



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可能
- 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

# マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や  
個人番号利用開始までのスケジュールの整理など  
対処方針を検討し、組織として決定してください。

## 個人番号の流れ

取 得（本人・扶養家族）

安全管理措置

保 管

利 用

提 供

開示・訂正・利用停止

廃 棄

## 利用場面の 例

入社

身上関係  
変更（結婚、  
被扶養者追加等）

休職・復職

組織異動  
（分社、出向  
等）

証明書発行

退社

## 対象業務の 例

納税手続

年末調整、  
源泉徴収  
等

社会保険  
関係手続

雇用保険、  
健康保険、  
厚生年金  
保険等

## 対処方針を決めるべき項目例

社内規程の見直し（基本方針、取扱規程）

システム対応（改修等）

安全管理措置（組織体制、担当者の監督、区  
域管理、漏えい防止、アクセス制御など）

社員研修・勉強会の実施

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

# マイナンバー導入チェックリスト、説明会の動画資料

平成27年10月から

**マイナンバーが国民のみなさまのもとに！**  
導入準備は進んでいますか？

**マイナンバー導入チェックリスト**

※ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々にマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。✓

---事業目的のない事業者では、以下のチェックリストを参考にもってください。--- □ ---

**＜担当者の明確化と番号の取得＞**

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（源泉徴収票作成「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。
  - ①顔写真の付いた「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょ。
  - ※ 従業員で番号が分からない場合は、番号が確認できずして下さい。
  - ※ アルバイトやパートの方にも、マイナンバーの番号通知や届出届が送付されます。

**＜マイナンバーの管理・保管＞**

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを導入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょ。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく断断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょ。

**＜従業員の方々への確認事項＞**

- 画面を指示板に貼るなどして、従業員の方々に通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょ。

**不明な点はマイナンバーのコールセンター**  
0570-20-0178へ

内閣府  
Cabinet Office of Japan  
（平成27年6月現在）

**マイナンバー制度、はじまります。**

2015年 2016年

～10月 10月～ 1年 2年

マイナンバーの取得 通知カードの送付 個人番号カードの交付 個人番号カードの活用

※ マイナンバー

平成27年10月から、**マイナンバーを一人ひとりにお届します。**

- ・ マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・ 平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・ マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。

**行政手続が、早く、簡単かつ正確**に行えるようになります。

- ・ 社会保障の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・ 正確な情報に基づき確認により、給付金等の不正受給を防止できると、公平・公正な社会を実現します。

**事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。**

- ・ 事業者は、社会保障の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受す。書類などに記載します。
- ・ 個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

**マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。**

もっと詳しく知りたい方は「マイナビ」で検索、又は **0570-20-0178**へお問い合わせください。

（受付時間）土日祝日、年末年始を除く（9:00～17:00）



動画資料も充実しております！

（動画で見るマイナンバー、職員による説明会映像）

# マイナンバーがはじまると くらしがこんなに便利に！！



**マイナンバーで、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を！**

マイナンバーで行政間の連携を図り、所得や年金の受給状況などをきちんと把握し、本当に困っている方に、必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行います。



**行政手続きが簡単！  
年金や福祉の申請がスムーズに！**

例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

## 個人番号カード



**個人番号カードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに！**

図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりに利用可能となります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。



**コンビニなどで住民票など  
証明書の取得が可能に！**

個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明証がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

## マイナポータル



**予防接種のお知らせなど  
個人に合った情報が届きます。**

パソコンやスマホからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。



**将来的には、引っ越しなどの届出  
がパソコンでまとめて！**

引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

## よくある質問 ①

**Q** 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

**A** 法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

【国税庁ホームページより】

## よくある質問 ②

**Q** 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

**A** マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、個人番号カードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

【内閣官房ホームページより】

## よくある質問 ③

**Q** マイナンバー（個人番号）が漏えいして不正に用いられるおそれがあるときは、マイナンバーの変更が認められますが、事業者は、従業員などのマイナンバーが変更されたことをどのように知ることができますか？

**A** マイナンバーが変更されたときは事業者に申告するように従業員などに周知しておくとともに、一定の期間ごとにマイナンバーの変更がないか確認することが考えられます。毎年の扶養控除等申告書など、マイナンバーの提供を受ける機会は定期的にあると考えられるので、その際に変更の有無を従業員などに確認することもできます。

【内閣官房ホームページより】

# もっと詳しく知りたい方は



愛称：マイナちゃん

内閣官房のホームページは  
『マイナンバー』で検索

検索

『政府広報』のホームページにも  
動画など多様な広報物があります

## マイナンバーのコールセンター

マイナンバー

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日9：30～17：30（土日祝・年末年始を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

マイナンバー公式twitter

[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)